

利根川



VOL.18

2003 1月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105

会員施設紹介コーナー



広瀬桃木両用水土地改良区（旧十六本堰、新十六本堰）

じゅうろっぼんせき ひろせがわ はげがわ

十六本堰は、広瀬川から端気川を分水するため天文年間（1532年～1554年）頃に建造されたものではないかと言われています。

十六本堰の名は16本の杭（杭幅半間）で造られたことから由来した堰で前橋市の市街地に位置しており、最大取水量18m³/sを両河川に分水し前橋市・伊勢崎市・玉村町の1,900haをかんがいしています。

現在の堰は、平成12年3月に県営かんがい排水事業によって改修されました。

近年の水需要に应付するため、最新鋭の機能を備えた堰で事務所間の約3kmを光ケーブルで結び水管理システム（テレコン・テレメーター）によって水位や流量の監視、また遠隔操作も行え迅速かつ適切な水調整が可能となり地域農業の他、防災面においても重要な施設となっております。



旧十六本堰



改修後の十六本堰

みどり

広めよう！ 土地改良区の愛称「水土里ネット」

中村堰土地改良区（中村堰頭首工、中村堰分水工）



中村堰頭首工は、高崎市山名地先の鑓川にあり、当初（江戸時代）からの施設は河床に松杭等を打ち込み俵で作った土嚢と砂利や栗石で堰き止めしたものでした。

こくえいかぶらがわのうぎょうりすいじぎょう

国営鑓川農業利水事業によって既存の施設を昭和41年に重力式（コンクリート構造）の頭首工に改築されました。

頭首工の堤長は可動部を含めて193.75mあり取水口ゲートより幹線導水路へ通水された用水は鮎川の河床を約200mのサイホンにて受益地へと通水しています。

中村堰分水工は、幹線導水路の末端部にあり9連式の水門ゲートにて6水系の各水路へ分水しています。

昔から集落内を流れる地域の生活環境用水、水田地帯を流れる農業用水として、また鮎川サイホンや中村堰分水工等は地域の遺産です。



中村堰頭首工



中村堰分水工

用語解説コーナー



新たに河川指定された区間の水利権について

・新たに河川指定された区間において取水している農業用水の水利権の取扱いはどのようにすればよいのか？

かんこうすいりけん
・普通河川に存する慣行水利権等について、その河川が河川法の河川（いわゆる法河川）に指定された場合には、指定された河川において流水の占有を行っている者（既得利水の取水者）は、河川法第88条の規定に基づき河川管理者に対して、必要な事項を届出することになっています。

また、届出にあたっては以下のとおり行うことになっています。

- (1)届出する者は、指定の際に旧来の慣行又は普通河川管理条例の規程による許可等の権限に基づいて流水を占有していた者としします。
- (2)届出をすべき期間は、法河川の指定があった日から1年以内とします。
- (3)届出書の様式は、河川法施工規則別記様式第20によることとなります。

水に関するコーナー



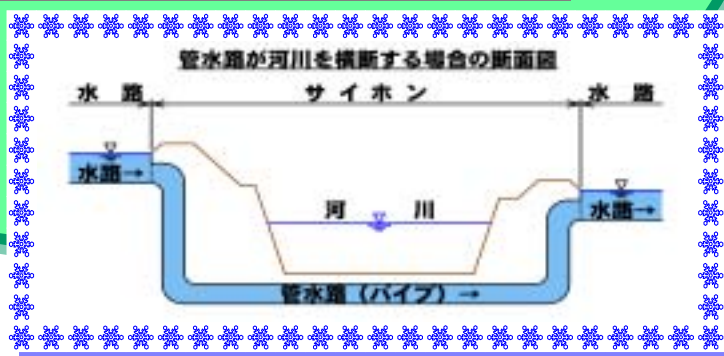
川や谷に水路を渡すには？

水路が川や谷でつなげることができないときに利用するのが、サイホンです。

サイホンとは？

・水路が、河川や鉄道、道路などの障害物を横断するため、その障害物の下をくぐる管水路（パイプ）を逆サイホン（略してサイホンとも呼ばれている）と言います。

その位置が自由水面より下にあるためパイプ内は常に満水状態になっています。



水に関するQ & A

Q 河川改修に関連して従来の慣行水利権を許可水利権に切り替える必要があるのか？

かんこうすいりけん きょかすいりけん

A 単なる取水施設のみに関係するもので受益地区の水利使用の変化を伴うものでないものは、慣行水利権を許可水利権に切り替える必要性はないといえるぞ！

つまり、何も変わっていないのであればわざわざ許可水利権に替える必要はないのだ！



Q 慣行水利権とは何か？

A 慣行水利権とは、水の支配という事実たる慣行を基礎にしなが、それが権利として社会的承認を得ているものであり、主に水稲かんがい用水の利用について社会慣行として成立した水利秩序が権利化したものじゃ！

ただし、慣行水利権が成立するには、長期にわたり水利利用がされていることが必要じゃが、水利利用の正当性に対する社会的承認を獲得していることが必要なのじゃ！



シンポジウムが開催されます！

みらい

「大切な水・緑・農村の明日を考える」

- ぐんまのあらたな里づくりを目指して -



【主旨】

平成14年4月から、土地改良法の一部を改正する法律が施行され、事業実施にあたっての環境との調和への配慮、地域住民の意見反映、地域と連携した土地改良施設管理、土地改良区の役割の一層の発揮等が規定されています。

群馬県では、法改正の主旨を踏まえ平成12年度に「ぐんま農業農村整備推進プラン」を策定し、県民との協働による「21世紀の新たな群馬の里づくり」を推進しています。

このような中で、土地改良事業の地域社会への関わり方、地域住民の事業への参加方法等を新たな視点でとらえ、県民と共に21世紀の群馬の大切な水・緑・農村の明日を考えるシンポジウムを開催します。



【開催要領】

開催日時：平成15年1月25日（土）13：30～16：30（開場13:00）

開催場所：群馬社会福祉総合センター（前橋市新前橋町13-12）

参加者：県民300人（農業者、一般住民、事業関係者）

主催：群馬県土地改良事業団体連合会
（株）上毛新聞社
県内水土里ネット（土地改良区）

後援：群馬県
国営渡良瀬川中央農地防災事業所
水資源開発公団群馬用水管理所
緑資源公団利根沼田建設事業所



プログラム

第一部：基調講演 「食と農といのちを考える」
講演者 中村 靖彦（元NHK解説員）

第二部：パネルディスカッション 「ぐんまのあらたな里づくりを目指して」
・農村地域の問題から周辺地域社会への問題へ、土地改良事業の新しいあり方を問う



- ・パネラー
- ・横坂 太一（川場村村長）
 - ・篠木 れい子（県立女子大学教授）
 - ・大村 光臣（中之条高校教諭）
 - ・吉田 俊幸（高崎経済大学地域政策学部長）
 - ・尾内 孝巳（群馬県農政部土地改良課長）